

認定マーク会員 会員規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本感染症対策協会（以下、「当協会」という。）の認定マーク会員について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 認定マークとは、感染対策の発展や向上のために開発された製品またはサービスが、感染対策効果が第三者機関によって証明されていることを、協会によって認められた場合に、該当の製品またはサービスに付与されるマークです。

2 認定マーク会員とは、当協会の目的に賛同し、感染対策の発展・改善・充実・安心等に資すると認められる製品またはサービスを有し、協会による認定審査においてその1つ以上の感染対策効果及び安全性が認められ協会認定マークを付与された事業者をいう。

(入会資格)

第3条 認定マーク会員になるものは、下記の項目を満たしていなければならない。

- (1) 当協会の目的に賛同するものであること
- (2) 当協会が定める諸規定に同意・遵守するものであること
- (3) 自身またはその役員もしくは経営を実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないものであること
- (4) 過去に当協会より除名されたことがないものであること。但し、除名理由事案が改善され再入会を認められた場合はその限りではない。

(入会手続き)

第4条 認定マーク会員になるには、下記の手続きを行う必要がある。

- (1) 別に定める「認定マーク会員 入会申込書」「協会認定マーク 取得審査申込書」に必要事項を記入・捺印したうえで、認定審査に必要な書類を添付し、当協会の認定マーク事務局あてに提出するものとする。
- (2) 当協会の認定マーク事務局は、前項の申込書、申請必要書類の提出があった場合には、面談を行うとともに認定マーク取得可否を審査する。
- (3) 認定マーク取得審査により申請事業者の製品またはサービスが認定された場合には、事務局から申込事業者に速やかに通知をする。なお否認となった場合も同様に申請事業者に通知を行う。
- (4) 認定された申請事業者は、認定日を含む月の翌々月末までに、入会金、認定マーク使用料を支払うものとする。但し、当該認定以前に別の製品またはサービスで認定を受け、既に認定マーク会員となっている事業者の場合は、入会金については、既存製品またはサービスにあわせて支払われていることを前提として免除されるものとする。

(会員資格の更新・資格喪失)

第5条 認定マーク会員の有効期限は認定日より1年間とする。但し、更新の手続きを行い、認定マーク使用料を支払うことでさらに1年間更新できるものとする。

2. 認定マーク会員である事業者が、更新の手続きを行わず、認定製品またはサービスが1つもなくなった場合には、製品またはサービスの認定資格のみならず、事業者としての認定マーク会員資格を失うものとする。

3. 第3条第3号に違反する事実が明らかになったとき、または認定マーク会員が本会員規定に違反し、当協会が相当な期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、違反状態が解消されなかったときは、当協会は認定マーク会員資格を喪失させることができる。

4. 前2項により認定マーク会員の資格を失ったときは、当該元認定マーク会員は、認定マークを使用することができない。

(再入会)

第6条 認定マーク会員の資格を喪失した事業者が、再度認定マーク会員となるためには、製品またはサービスの協会認定マーク取得審査を改めて申込み、認定される必要がある。

2. 再入会の際の入会金については、次に定めるとおりとする。

① 退会から3年以内で未納のない事業者の再入会の場合は、入会金は免除とする。

② 退会から3年以上経過している場合は、新規入会として入会金を納めるものとする。

(入会金・会費等)

第7条 認定マーク会員は、次の入会金・使用料等を納入しなければならない。

項目／利用プラン	基本プラン	多展開プラン	備考
入会金	10万円	10万円	1事業者ごと
協会認定マーク 使用料(1年間)	10万円	20万円	製品ごと／サービスごと※ (1年更新)
プラン概要	・1製品または1サービスに対して1認定マークを取得・利用するプラン(※1)。	・フィルターや技術(デバイス)、素材などに対して1認定を取得し、それを使った複数の製品で認定マークを利用するプラン(※2)	

価格はすべて税別です。

※1：基本プランは、同一会社、同一製品名であれば1製品・1サービスと見なします。

効果に変化のないことが証明できる場合、サイズ違いや色違いは同一と見なします。

例)

・中身が同じで、容量のみが異なる場合（例：抗ウイルス・抗菌スプレーの100mlボトル、500mlボトル等）

※2：多展開プランは、同一の会社の製品・サービスであることを前提とし、下記のような場合にご利用いただけます。

例)

- ・抗ウイルスフィルター等で認定を取得し、同一のものが使われる空気清浄機すべて
- ・抗菌プラスチックなどの素材で認定を取得し、同一素材が使われている製品すべて
- ・技術（デバイスなど）で認定を取得し、同一の技術が利用されている電気製品すべて
- ・抗ウイルス剤などで認定を取得し、同一のものを利用した製品すべて
- ・抗ウイルスの布などで認定を取得し、その布を利用した衣類すべて

※資本関係のない会社のOEM製品の場合は、別途申請と取得が必要となります。

（用途）

第8条 会費は、認定審査費用のほか、当協会の目的を達成するための事業遂行費用として使用する。

（会員名簿）

第9条 当協会は、認定マーク会員の会員名簿を作成し、これを管理する。

制定 2020年12月1日

改定 2023年9月1日